



目 次

告 示	ページ
◎指定市町村事務受託法人の指定 (長寿社会課)	1
○告示 (令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め (するめいか及びくろまぐる) ) の一部改正 (漁業管理課)	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令 ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除 ( " )	2
○土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ( " )	2
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 ( " )	3
○告示 (土砂災害特別警戒区域の指定) の一部改正 ( " )	3
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (会計管理課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 ( " )	3
公 告	
○令和5年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	3
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	3
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (2件) (漁港漁場課)	4
高知県公安委員会告示	
○告示 (指定講習機関の指定及び告示の廃止) 等の一部改正	4

-----  
告 示  
-----

高知県告示第373号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第24条の2第1項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定をしたので、介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) 第11条の6第1号の規定により

次のとおり告示する。  
令和5年6月30日

- 高知県知事 濱田 省司
- 市町村事務を行う市町村事務受託事務所の名称及び所在地  
ジェイエムシー株式会社  
高知市葛島四丁目3番30号
  - 市町村事務受託事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
ジェイエムシー株式会社  
高知市葛島四丁目3番30号
  - 市町村事務受託事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏名  
代表取締役 仁木 真央
  - 指定年月日  
令和5年6月30日
  - 市町村事務の種類  
介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務 (照会等事務のうち地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 及び地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。) に係る事務)
  - 居宅サービス等の提供の有無  
無

高知県告示第374号

令和5年3月高知県告示第161号 (令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め (するめいか及びくろまぐる) ) の一部を次のように改正する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

3の(2)のA中「8.5トン」を「16.05トン」に改め、3の(2)のイ中「1.7トン」を「0トン」に改め、3の(2)のウ中「3.3トン」を「0トン」に改め、3の(2)のエ中「1.7トン」を「0トン」に改める。

高知県告示第375号

くろまぐる (30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。) の定置漁業による採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和5年7月から同年9月まで、同年10月から同年12月まで) 及び令和6年1月から同年3月まで) の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年7月1日から令和6年3月31日までの間、くろまぐるの定置

漁業による採捕の停止を命ずる。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第376号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
令和5年6月30日

- 高知県知事 濱田 省司
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示 (重要流域 (令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。) に係るものに限る。) で定めるところによる。  
昭和40年10月農林省告示第1206号 (五に限る。)
  - 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第377号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月6日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量 (用地測量)
- 作業期間  
令和5年6月9日から同年10月31日まで
- 作業地域  
吾川郡いの町加茂

高知県告示第378号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月9日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類

- 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年6月15日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
香南市野市町西佐古

**高知県告示第379号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原 字根奈路1495番から 土佐郡土佐町東石原 字モミノキ1486番15 まで	前	33.6 }	45
	後	33.7 }	45

**高知県告示第380号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字谷山 乙4778番1から 高岡郡佐川町字谷山	前	8.8 }	50
	後	20.2	

乙4778番1まで	後	10.2 }	50
		32.2	

**高知県告示第381号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町永野字 鳩崎97番2から 高岡郡佐川町永野字 鳩崎3443番3まで	前	7.0 }	70
	後	12.0 }	70
		31.0	

**高知県告示第382号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I-1246	鳥越 (2)	高知市鳥越及び西塚ノ 原（別紙図面のとお り）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第383号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき令和4年1月28日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I-1246	鳥越 (2)	高知市鳥越及び西塚ノ 原（別紙図面のとお り）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第384号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I-1246	鳥越 (2)	高知市鳥越及び西塚ノ 原（別紙図面のとお り）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第385号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき令和4年1月28日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然

			現象の種類
I-1246	鳥越(2)	高知市鳥越及び西塚ノ原(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第386号

令和4年1月高知県告示第71号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

表のI-1246の項を削る。

高知県告示第387号

令和4年1月高知県告示第75号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

表のI-1246の項を削る。

高知県告示第388号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市堺町2番24号  
株式会社高知銀行  
取締役頭取 海治 勝彦
- 2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称  
高知市葛島二丁目3-43  
株式会社高知銀行葛島支店
- 3 廃止年月日  
令和5年8月26日

高知県告示第389号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター1階

高知市食品衛生協会  
会長 古谷 博  
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター1階  
高知市食品衛生協会  
会長 小笠原 晃男

- 2 変更年月日  
令和5年5月24日

-----  
公 告  
-----

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、令和5年度職業訓練指導員試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。  
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除  
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格  
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
(1) 禁錮以上の刑に処せられた者  
(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者
- 4 試験日時  
令和5年9月3日(日)午前10時から
- 5 試験場所  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
- 6 受験手続  
(1) 受験申請書類  
ア 受験申請書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を証する書類の写し  
エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)2枚(受験申請書及び写真票に貼り付けること。)  
(2) 受験申請書類の提出期間

令和5年7月31日(月)から同年8月10日(木)まで  
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和5年8月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。

- (3) 受験申請書類の提出先  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
- (4) 受験手数料  
3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。)  
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。
- (5) 受験票  
受験申請書類を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。
- 7 合否判定の基準  
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 8 合格発表  
令和5年9月29日(金)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。  
また、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)において、合格者の受験番号を公表する。
- 9 その他  
(1) 受験申請書(写真票を含む。以下同じ。)は、高知県立高知高等技術学校において交付する。  
(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外)を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。  
(3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市大津田辺島丸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。  
令和5年6月30日

| 役名   | 氏名    | 住 所           |
|------|-------|---------------|
| (退任) |       |               |
| 理事   | 山崎 豊一 | 高知市大津乙2199番地2 |
| 〃    | 西川 博文 | 〃 〃 2323番地    |
| 〃    | 坂本 利行 | 〃 〃 2085番地    |
| 〃    | 徳廣 力一 | 〃 〃 2232番地    |
| 〃    | 西川 正晃 | 〃 〃 2332番地    |
| 〃    | 古田 辰雄 | 〃 〃 2261番地1   |

高知県知事 濱田 省司

|      |       |                |             |
|------|-------|----------------|-------------|
| 〃    | 高橋 正治 | 〃              | 高須新木 3 番32号 |
| 〃    | 田中 宏明 | 〃              | 高須本町 2 番46号 |
| 〃    | 小松 幸春 | 〃              | 〃 5 番33号    |
| 監事   | 徳弘 芳治 | 〃              | 大津乙2230番イ地  |
| 〃    | 西川 道雄 | 〃              | 〃 2289番地    |
| (就任) |       |                |             |
| 理事   | 山崎 豊一 | 高知市大津乙2199番地 2 |             |
| 〃    | 西川 博文 | 〃 〃 2323番地     |             |
| 〃    | 坂本 利行 | 〃 〃 2085番地     |             |
| 〃    | 徳廣 力一 | 〃 〃 2232番地     |             |
| 〃    | 西川 正晃 | 〃 〃 2332番地     |             |
| 〃    | 古田 辰雄 | 〃 〃 2261番地 1   |             |
| 〃    | 高橋 正治 | 〃 高須新木 3 番32号  |             |
| 〃    | 田中 宏明 | 〃 高須本町 2 番46号  |             |
| 〃    | 小松 幸春 | 〃 〃 5 番33号     |             |
| 監事   | 徳弘 芳治 | 〃 大津乙2230番イ地   |             |
| 〃    | 杉村 多穂 | 〃 〃 1192番地 1   |             |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、栃ノ木堰土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和 5 年 6 月 30 日

|      |        |                                  |       |
|------|--------|----------------------------------|-------|
|      |        | 高知県知事                            | 濱田 省司 |
| 役名   | 氏 名    | 住 所                              |       |
| (退任) |        |                                  |       |
| 理事   | 小松 修   | 安芸市井ノ口乙2581番地                    |       |
| 〃    | 小松 洋介  | 〃 〃 1835番地 7                     |       |
| 〃    | 横山 隆志  | 〃 〃 1274番地 3                     |       |
| 〃    | 大久保暢夫  | 〃 〃 882番地                        |       |
| 〃    | 小松 茂   | 〃 井ノ口甲1285番地                     |       |
| 〃    | 小松 矢寸志 | 〃 〃 688番地                        |       |
| 〃    | 小松 則明  | 〃 僧津584番地                        |       |
| 〃    | 小原 耕   | 〃 土居788番地                        |       |
| 〃    | 小松 正範  | 〃 〃 460番地                        |       |
| 〃    | 大坪 奉巳  | 〃 〃 2102番地                       |       |
| 〃    | 曾我 哲志  | 〃 黒鳥155番地                        |       |
| 〃    | 公文 興伸  | 〃 〃 951番 3 地                     |       |
| 監事   | 千光士幸敬  | 高知市青柳町45番地 1 アルファステイ<br>ツ知寄Ⅲ703号 |       |
| 〃    | 小原 重松  | 安芸市土居747番地                       |       |
| 〃    | 渡辺 禎宏  | 〃 矢ノ丸二丁目 8 番10号                  |       |
| (就任) |        |                                  |       |
| 理事   | 小松 修   | 安芸市井ノ口乙2581番地                    |       |
| 〃    | 小松 洋介  | 〃 〃 1835番地 7                     |       |

|    |        |                                  |  |
|----|--------|----------------------------------|--|
| 〃  | 千光士幸敬  | 高知市青柳町45番地 1 アルファステイ<br>ツ知寄Ⅲ703号 |  |
| 〃  | 大久保暢夫  | 安芸市井ノ口乙882番地                     |  |
| 〃  | 岡林 孝   | 〃 井ノ口甲2153番地                     |  |
| 〃  | 小松 矢寸志 | 〃 〃 688番地                        |  |
| 〃  | 横田 省悟  | 〃 僧津302番地                        |  |
| 〃  | 小原 耕   | 〃 土居788番地                        |  |
| 〃  | 清藤 春生  | 〃 〃 461番地                        |  |
| 〃  | 中平 稔   | 〃 〃 2034番地 1                     |  |
| 〃  | 小原 大資  | 〃 〃 1955番地の 1                    |  |
| 〃  | 植野 進   | 〃 黒鳥643番 2                       |  |
| 〃  | 公文 興伸  | 〃 〃 951番 3 地                     |  |
| 監事 | 小原 重松  | 〃 土居747番地                        |  |
| 〃  | 渡辺 禎宏  | 〃 矢ノ丸二丁目 8 番10号                  |  |
| 〃  | 門田 伸夫  | 〃 川北甲3683番地 5                    |  |

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和 5 年 6 月 30 日

|   |                                                                                            |       |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|   | 柏島漁港漁港管理者                                                                                  |       |
|   | 高知県知事                                                                                      | 濱田 省司 |
| 1 | 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量                                                               |       |
|   | 幡多郡大月町柏島 柏島漁港公共空地                                                                          |       |
|   | F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長6.20メートル、船幅2.00メートル）                                              |       |
| 2 | 所有者の行うべき措置                                                                                 |       |
|   | 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に柏島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。                            |       |
| 3 | 漁港管理者の措置                                                                                   |       |
|   | 柏島漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。 |       |
|   | なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。                  |       |

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和 5 年 6 月 30 日

|   |                                                                                            |       |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|   | 佐賀漁港漁港管理者                                                                                  |       |
|   | 高知県知事                                                                                      | 濱田 省司 |
| 1 | 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量                                                               |       |
|   | 幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁具保管修理施設用地（横浜地区）                                                              |       |
|   | F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長6.10メートル、船幅1.75メートル）                                              |       |
| 2 | 所有者の行うべき措置                                                                                 |       |
|   | 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。                            |       |
| 3 | 漁港管理者の措置                                                                                   |       |
|   | 佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。 |       |
|   | なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。                  |       |

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第16号

次に掲げる告示中「有限会社安芸自動車学校」を「株式会社安芸自動車学校」に改める。

令和 5 年 6 月 30 日

|   |                                            |        |
|---|--------------------------------------------|--------|
|   | 高知県公安委員会委員長                                | 小田切 泰禎 |
| 1 | 平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定及び告示の廃止）    |        |
| 2 | 令和4年5月高知県公安委員会告示第10号（運転免許取得者等教育の認定及び告示の廃止） |        |
| 3 | 令和4年5月高知県公安委員会告示第11号（運転免許取得者等検査の認定）        |        |